

越谷市スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 越谷市スポーツ協会(以下「スポ協」という)規約第5条、第8号に基づき、越谷市の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績顕著なものに対しスポーツ賞を贈り、その栄誉を顕彰するために必要な事項を定めるものとする。

(体育賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

- ア) 特別功労賞 イ) 特別優秀選手賞 ウ) 優秀選手賞 エ) 優秀団体賞
オ) スポーツ奨励賞 カ) スポーツ奨励団体賞 キ) 山崎スポーツ賞

(選考基準)

第3条 スポーツ賞の選考基準は、市内に在住、在勤、在学で、毎年1月1日より12月31日までを対象期日として、次のとおりとする。

ア 特別功労賞は、次の各号の一に該当するもので、いまだ表彰を受けていないものに対して行う。

- (1) 体育スポーツの振興に著しく功績のあったもの。
- (2) 多年体育スポーツの指導に精励し、著しく功績があり、他の模範であるもの。
- (3) 地域社会や職場職域における体育スポーツの育成発展に寄与しているもの。
- (4) 加盟団体の発展に努力したもの。

イ 特別優秀選手賞は、越谷市スポーツ賞選考委員会が特に認めたものに対して行う。

ウ 優秀選手賞は、一般、大学および学徒(中・高)の競技選手で特に優秀な技量を発揮して他の模範と認められるもので、その選考基準は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 県大会に優勝したもの。

(注) 県大会とは、全県的規模をもって実施されるもので、財団法人埼玉県スポーツ協会が主催又は後援している大会、及び同規模の大会で市スポ協の認めたものをいう。尚、(2)(3)についてもこの(注)文を読み替え適用する。

- (2) 関東大会(地方ブロック大会含む)に、優勝及び準優勝したもの。
- (3) 全国大会に第3位以内に入賞したもの。
- (4) 世界大会(国際大会含む)に出場し、優秀な成績を収めたもの。

エ 優秀団体賞は、一般、大学及び学徒(中・高)の競技団体で特に優秀な技量を発

揮して他の模範と認められるもので、その選考基準は、ウの各号に準ずる。

オ スポーツ奨励賞は、職場職域・家庭婦人等、年齢制を導入あるいは参加者を限定した大会で優勝もしくは入賞した選手。その選考基準は、ウの各号に準ずる。

カ スポーツ奨励団体賞は、職場職域・家庭婦人等、年齢制を導入あるいは参加者を限定した大会で優勝もしくは入賞した競技団体。その選考基準は、ウの各号に準ずる。

キ 山崎スポーツ賞は、優秀なる成果を収め、特に傑出した成績をあげた中学生に対して行う。

(受賞者の推薦)

第4条 特別功労賞、特別優秀選手賞、優秀選手賞、優秀団体賞、スポーツ奨励賞、スポーツ奨励団体賞に該当する選手及び団体については、関係スポーツ団体長等が所定用紙に必要事項記載の上、市スポ協会長に推薦するものとする。

(様式1、2)

(受賞者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについては、選考委員会において決定する。また、山崎スポーツ賞については、山崎スポーツ賞委員会（越谷市中学校体育連盟内）において決定する。

(表彰の時期及び方法)

第6条 表彰は、当該年度末において行う。

第7条 表彰は、賞状を授与して行う。ただし、金品を加授することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、市スポ協理事会の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する

